



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域………
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 建築基準法による一団地の区域………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 建築基準法による意見の聴取（二件）………（同）…
- 建築基準法による一団地の区域………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…
- 規程（交）
- 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程………

告示

●東京都告示第千七百七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年七月二十日

東京都知事 小池 百合子

一日時 平成二十九年七月二十七日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 氏名 青木 広和

(二) 宅地建物取引士 東京都第二〇一九五八号
登録番号

(三) 登録年月日 平成二十年七月十一日

●東京都告示第千七百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区芝浦三丁目百十八番二、同番八、平成二十九年七
同番九及び百十九番の一部 月十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千七百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

平成二十九年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

東大和市桜が丘三丁目四十四番十 平成二十九年六
月二十九日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

●東京都告示第千七百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十九年七月二十八日（金曜日）午前十時三十分から

金子 博

金子 博

金子 博

金子 博

二 公聴会を行う場所 複合施設ふれんど平尾一階防音室
稲城市平尾一丁目九番地の一

三 書面の提出先

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
(東京都立川合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区九段南四丁目八番二十四号
所氏名 学校法人日本大学 理事長 田中 英壽
建築敷地 稲城市大字坂浜字十九号千三百八十二番一
ほか

地域地区 第一種低層住居専用地域等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 大学施設(学生寮ほか) 増築
及び用途 大学施設(管理棟)

敷地面積 約五六、二一九平方メートル 増減なし

建築面積 約二、四七八平方メートル 約八七二平方メートル
(合計約三、三五〇平方メートル)

延べ面積 約四、七五三平方メートル 約一、六六二平方メートル
(合計約六、四一五平方メートル)

構造及び階数 鉄骨造 地上三階ほか 鉄骨造 地上二階

高さ 九・九一メートル 九・九一メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第千七百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十九年七月二十八日(金曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 多摩市立関戸・一ノ宮コミュニティセンター 第二会議室

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
(東京都立川合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 多摩市関戸三丁目二番二十一の一部

地域地区 第一種低層住居専用地域等

工事種別 事務所ほか 増築

●東京都告示第千七百七十七号

及び用途 倉庫

敷地面積 約一、六三五平方メートル 増減なし

建築面積 約一九〇平方メートル 約六〇平方メートル
(合計約二五〇平方メートル)

延べ面積 約三二二平方メートル 約六〇平方メートル
(合計約三八一平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造

高さ 八・三メートル 三・二三メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第千七百七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日 認定年月日

対象区域の地名地番 小平市小川東町四丁目二千六百二十番一及び二千六百六十二 平成二十九年七月三日

二 認定計画書の縦覧場所 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

規程（交）

●交通局規程第三十二号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月二十日

東京都交通局長 山手 齊

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程（昭和三十五年交通局規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六の表一の項中「新藤原駅」の下に「（東武ワールドスクウェア駅は含まない。）」を加え、同表五の項中「新藤原駅」の下に「（東武ワールドスクウェア駅は含まない。）」を加える。

附則

この規程は、平成二十九年七月二十二日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001